

令和6年度「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」の遵守状況報告

学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学、淑徳大学短期大学部は、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にして「淑徳大学・淑徳大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。

この度、本ガバナンス・コードの遵守状況について、策定項目毎に点検を行いました。

1 遵守概要

策定項目	遵守状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1－1 建学の精神	遵守
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	遵守
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2－1 理事会	遵守
2－2 理事	遵守
2－3 監事	遵守
2－4 評議員会	遵守
2－5 評議員	遵守
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3－1 学長	遵守
3－2 教授会	遵守
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4－1 学生に対して	遵守
4－2 教職員等に対して	遵守
4－3 社会に対して	遵守
4－4 危機管理及び法令遵守	遵守
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5－1 情報公開の充実	遵守